

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会（第 5 回）

議事概要

日時：令和 2 年 1 月 27 日（月）13:30～15:15

場所：上川町 かみんぐホールリハーサルルーム

1. 開会

2. あいさつ 環境省北海道地方環境事務所国立公園課 田中課長

3. 議事

会長が欠席のため、環境省 北海道地方環境事務所 国立公園課 田中課長が会長代理として議事を進行。

（1）松仙園地区に関する今後のスケジュールについて

資料 1：松仙園地区整備工事の結果について

（事務局）

○資料 1 に基づき、松仙園地区整備工事の結果について説明。

（大雪と石狩の自然を守る会）

○木道に使われた木材の産地はどこか。地元にあるものを使うというのが基本的な考え方だと思うので確認したい。

（事務局）

○確認して後日情報提供したい。

確認の結果、使用された木材は北海道（道南）産のスギ材であった。

（2）松仙園地区の維持管理体制について

資料 2：松仙園地区の維持管理体制について

（事務局）

○資料 2 に基づき、維持管理体制について説明。

質疑等なし。

（3）松仙園地区におけるモニタリングについて

資料 3 - 1：松仙園地区適正利用推進計画に基づくモニタリングの実施内容

資料 3 - 2：松仙園地区積雪モニタリングの結果（3 年目）

資料 3 - 3：松仙園地区植生モニタリングの結果（初年度）

（事務局）

○資料 3 - 1、資料 3 - 2、資料 3 - 3 に基づき、モニタリングの実施内容及び積雪・植生モニタリング結果について説明。

○植生モニタリングは令和 2 年度からはドローンを使って概括的に把握していくことも検討し

ていることも加えて説明。

(上川総合振興局 環境生活課)

○モニタリングの調査は、委託に出しているのか。その場合、今後も委託を継続していくのか。

(事務局)

- 供用開始直後は、正確に状況を把握する必要があるため、最初の1～3年程度は予算をつけて業務請負により専門の事業者が、荒廃の有無・程度を正確に把握するようにしたい。
- 荒廃が当面ないようであれば、モニタリングに関しては簡略化し、ボランティアや職員実行で行い、全体及び主要な種の植被率のみを確認していくように移行したい。
- モニタリング結果の評価案を環境省で検討し、その妥当性について本協議会メンバーに意見を聞く予定。

(4) 松仙園地区の情報発信について

資料4：松仙園地区の情報発信計画（案）

(事務局)

- 資料4に基づき、情報発信の方法について説明。
- 利用ルールを登山者に十分理解してもらう必要があるため、出席者から多くのアイデアを頂きたい旨を説明。

(上川町)

- 登山道5つのルールで登り一方運行と周知を図っていくとのことであるが、体調不良や怪我が生じ、引き返した方が早く戻れるケースの対応はどのようにするか。

(事務局)

- 歩道管理者が自主的に定めたルールであるという趣旨から、事故や緊急避難時はルールが適用除外されるものと考えている。下山することも含め救護を必要とする者にとっての最善の対応がなされることが重要。

(旭川山岳会)

- 「ブラシで靴についた植物の種を落とす」というルールについて、設備はどうなっているのか。近くに川がないため、水を利用して落とすことができないのではないかと。供用開始後でも良いので検討してはどうか。

(事務局)

- 入口ゲートにブラシを2本程引っかけておき、水なしで、ブラシにより種子を落としてもらう予定。

(旭川山岳会)

- 登山口～二の沼の区間は水たまりが多くあるが、排水はできないのか。普通の靴で歩くと利用者が水たまりを避け道の縁を歩くので、歩道の縁がだんだん痛められていく恐れがある。
- 松仙園登山道の見どころにある、夏の湿原の沼に咲く花の写真は、登山道上から撮ることができる場所があるか。
- コースが以前と変わるが、四の沼のケルミ・シュレンケが眺められる場所はあるのか。また、これを宣伝するのであれば、特殊な地形であることが現地でも分かるよう看板などを付けた

方が良いのではないか。

（事務局）

- 登山口～二の沼の区間は快適性を向上させるための整備や補修は行わないものの、登山道の排水に関しては、自然環境の荒廃が懸念される箇所において、可能な場所から対応していく予定。
- 二の沼の湿原の終点に近いところでは、木道が沼のそばを通る場所があり、そこで沼に咲く花を撮影したり、観察したりすることが可能であると考えている。
- 四の沼からササ帯に入る手前は、高度感があり、ケルミ・シュレンケが十分に眺められる。自然環境を保全するため必要最小限の整備としている観点から、看板は考えていない。

（大雪と石狩の自然を守る会）

- 供用期間が2カ月半と短く、今年から供用開始となるので、登山者が集中する可能性がある。特殊な植物や自然、ヒグマへの対策も必要。現在でも八島分岐や三十三曲分岐、見晴台にある案内標識の新しい柱にクマの爪痕、牙痕、毛が残っている。新しいルートでもヒグマが通る可能性が非常に高い。これらを考えるとパトロールや人員配置を行った方が良いのではないか。高原温泉の秋のようにしてはどうか。併せて、人員配置等により、一方通行等、利用ルールの周知を行ってはどうか。

（事務局）

- 松仙園は、大雪山グレード4の極めて原生的な自然が残された場所で、登山技術が高い人を対象としているので、自己責任で装備を揃えて入山してもらうのが原則。大雪山グレード2や3の高原温泉沼巡り登山コースとは違うので、登山者が事前にルールを理解し対処してもらうようにしたい。これにより、原生的な雰囲気・場所を提供できるよう運用していきたい。そのために、入り口の案内看板やインターネットで事前にルールを理解してもらうことは重要と考えている。

（旭川山岳会）

- 案内標識の柱にクマの痕跡があるが、これを皆さんに知ってもらった方が良いのではないか。こういった物をHPに載せる等して周知した方が、登山者はヒグマ対策についてより真剣に考えるのではないか。

（大雪と石狩の自然を守る会）

- できれば、人員の配置等をして、ヒグマ対策も含めルールの具体的な話をした方が良いのではないか。ルールの周知はできるだけ早く行った方が良い。

（大雪山国立公園パークボランティア連絡会）

- ヒグマは揮発性の物質が好き。ヒグマに遭遇した際に、揮発性物質をしみ込ませた物を投げて、ヒグマの注意がそれている間に逃げることができるくらい好きであると聞いたことがある。案内標識に痕跡があると思うが、そういった内容を周知するのも利用者の参考になる。

（事務局）

- グレード4の登山道として運用していきたいので、人員を配置するのは難しい。御理解いただきたい。
- ヒグマの毛が案内標識についている様子は簡単に見ることができるので、そういった物を活

用して（写真を撮影して）より登山者にルールを理解していただくというアイディアは良いと思うので実施していきたい。

（上川総合振興局 環境生活課）

- ヒグマの関係について、理想的には人員配置が望ましいが、現実的に対応できるか分からない。今回は、今まで人が通ってなかったところに歩道をつくるため、ヒグマの行動が読めない。大雪山ではヒグマがどこにいてもおかしくなく、痕跡があっても驚くべきことではない。
- 以前、空知の雨竜沼湿原の木道では確実にヒグマがいて、痕跡もあったが、管理者として閉鎖したりすることは全く考えていなかった。地域の自然保護団体はヒグマのこと、昼と夜で時間のすみ分けができていたことが分かっているので、心配していなかった。
- 松仙園ではヒグマの行動把握ができていない。植生把握のモニタリング等も大切だが、できる範囲で痕跡の収集等を行って周知していった方が良い。痕跡の多い場所に自動撮影カメラを設置しヒグマの出没する時間帯までおさえられたら理想的。少なくともヒグマの痕跡を収集することを考えた方が良いのではないか。
- 情報発信の関係は、HP も重要だが紙媒体、特にガイドブックも重要。具体的には「夏山ガイド」「山と高原地図」などに情報が更新されていて、ルールを掲載してもらうのが有効な手段だと思う。主要なガイドブックに新しい松仙園をどのように載せるかも検討した方が良い。

（事務局）

- ヒグマの把握については、維持管理の巡視の中で、ヒグマについて注視し、痕跡があれば記録を取るところから始めていきたい。
- ガイドブックについては、良いアイディアだと思うので、編集部・発行元にアプローチをかけしていきたい。

（5）松仙園地区の供用開始イベントについて

資料5：松仙園地区の供用開始イベントの開催について（案）

（事務局）

- 資料5に基づき、供用開始イベントについて説明。

（旭川山岳会）

- 昨年9月に東旭川のペーパン地区で開催された「大雪山幻の登山道 ペーパンルートを歩くツアー」には30人以上参加者がいた。今回の登山会の人数は30人で大丈夫か。

（事務局）

- 協議会メンバー等の関係者で20人。加えて一般参加者10人くらいで考えている。

（旭川山岳会）

- 新しいコースに興味を持つ方もいると思うので、多くの人が参加を希望するかもしれない。人数が多い時のことも考えておいた方が良いのではないか。

（事務局）

- 5時間程度のコースであり、簡単な登山ではないことを分かるようにして募集したい。
- 10人強で一班、2つの班に分かれる事も考えている。状況によっては3班にして人を増やしても良いのかなと感じた。

- 募集開始の時期も検討したい。

(旭川山岳会)

- 下山コースで使用する事となる三十三曲分岐～沼ノ平の歩道に関しては、整備をしているのか。

(事務局)

- 毎年補修をしているので、現在は歩きやすくなっていると思う。

(上川総合振興局 環境生活課)

- 登山口につけるカウンターは、どこまで細かく分かるものなのか。

(事務局)

- 1日ごとの入山、下山人数を集計している。15分毎に何人かが分かる。(同じ15分の中に複数の人数が計測された場合は1パーティーと考えられるので)1パーティーの人数も把握できる。

(東川町)

- 年々減っていると思うが、旭岳方面から愛山溪方面に行く人もいる。松仙園へ至る入口にあたる場所で、理想的には、高原温泉の沼巡り登山コースのヒグマ情報センターのように職員がいて直接ヒグマの情報や利用ルールを伝える方がよいと思う。そのようにできなくても、入口できちんと登山者の方が快適で安全に楽しく利用していただくための知識をしっかりと持っていていただくような工夫は必要ではないか。
- 実際に適切に管理運営できるかどうか、やってみながら状況を把握していき、データを積み重ねてより良い形に対処していったらどうか。パークボランティア、自然公園指導員の皆さんや、本町の大雪山国立公園保護協会関係者、ビジターセンタースタッフも相互に協力し合いながら、情報提供・情報発信に努めていけたらいいのではないか。

(上川総合振興局 南部森林室)

- パトロールについては予算が少なくなってきたおり、愛山溪地区だけでなく旭岳の方も行わなければならない状況ではあるが、できる限り松仙園にも対応して、協力していければ良いと考えている。

(事務局)

- 松仙園地区の維持管理のため巡視については、年度末か年度初め直ぐに、巡視に関わる関係者で集まって打合せをしたいと思うので、よろしく願いしたい。

(層雲峡観光協会)

- 層雲峡温泉を重点的に発信しているのが現状。しかし、誰でも気軽に行けるコースではないものの、上川町内にできた新たな登山コースということで、愛山溪が盛り上がっていけばと思うので、情報提供・発信について協力したい。
- 情報に関しては、事務局が環境省に近いこともあり、こまめに入手しに行きたい。

(株式会社りんゆう観光)

- 愛山溪倶楽部については、上川町さんから3年間委託を受けて今年度で契約が切れる。もし契約が更新されて来年度も受託できれば引き続き愛山溪温泉で営業できる。登山者にとって本

当の入り口になるので、いろいろな注意喚起も含めスタッフにも周知して、入り口としての情報提供、インターネットを通じた情報提供もしっかりしていきたいと思う。

（事務局）

- 現場での情報提供がとても重要で、入山前にはルールを知っていることが大切なので、ご協力よろしくお願いいたします。

（旭川勤労者山岳会）

- 最近では若い人たちも精力的に趣味で登山をはじめることが多くなってきている。しかし、利用ルールが分からないから違うところから入ってしまったり、下りてしまったりすることもあると思う。山岳会の役目としてルールを守ることや安全を絶えず考慮して山に登ることに力を注いで、これからも山を楽しむために、お役にたてればと思う。

（事務局）

- 旭川勤労者山岳会さんには若い会員さんも入っているのか。

（旭川勤労者山岳会）

- 去年は2名ほど若い20代の会員さんが入った。今年も30代1人、40代1人が入った。若返りを図っているところ。

（事務局）

- 大雪山をはじめ山の国立公園は山岳会さんのご協力が重要になってくる部分があるかと思う。特に大雪山はすばらしいだけでなく恐ろしいところでもあるので、そういう意味でも引き続きお願いしたい。

（旭川山岳会）

- 北海道山岳連盟の仕事も行っており、そのHPに松仙園を紹介していきたいと思っている。環境省のHP、大雪山国立公園連絡協議会のHPどちらのリンクを貼ったら良いか。
- 北海道山岳連盟の来年度の行事予定の中に、会員へ松仙園を紹介して登山会を開きたいと考えている。

（事務局）

- HPのリンクについては両方貼っていただきたい。大雪山国立公園連絡協議会の登山情報のページはリアルタイムの情報を常に更新しているので、両方紹介していただけると嬉しい。

（6）その他

資料6：大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進協議会設置要領改正案

（事務局）

- 資料6に基づき、規約別表にある構成員の時点修正を行いたいことを説明。
異議なく了承。修正した内容で、設置要領第9の附則の最終文章は、「この要領は令和2年1月27日から施行する。」となることを確認。
- 7月に供用が始まり、モニタリング結果や利用動向を把握できるようになる。来年度も同時期に結果を振り返るために、みなさんにお集まりいただきたいと思うので、引き続きよろしくお願いいたします。

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

平成 29 年 2 月

北海道地方環境事務所

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画

目次

1. 背景	1
(1) 当該地区の保護及び利用の現状	1
(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題	2
2. 適正利用を図るための基本方針	3
(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標	3
(2) 利用のあり方に関する基本方針	3
(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針	3
(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針	3
3. 利用ルールに関する事項	3
(1) 対象の区域	3
(2) 対象の期間	4
(3) 利用のルート	4
(4) 利用者の指導	4
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	4
(1) 指標の設定	4
(2) モニタリングの方法	5
(3) モニタリングデータの評価	6
(4) 報告及び公表の方法	6
5. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項	6
(1) 自然観光資源の活用	6
(2) 社会教育・学校教育との連携	6
6. 自然環境の再生、復元などに関する事項	6
7. 利用施設の整備及び管理に関する事項	6
8. その他	7

1. 背景

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

①当該地区の範囲

本計画の対象とする地区（以下「松仙園地区」）という。）は、愛山溪温泉から松仙園を経て沼ノ平に至る登山道（以下「松仙園線登山道」という。）とこれらと一体の周辺の森林、湿原、池塘などからなる次の地域とします。

北海道上川郡上川町及び上川郡東川町内

道有林 28 林班 01 林小班の一部

道有林 29 林班 01 林小班の一部 02,03,04,05,51,52,53,54,55 林小班

道有林 118 林班 02,03,96 林小班

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。それ以外の区域は、モニタリング等の対象区域となります。

②自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況など

〈自然環境の現状〉

松仙園地区は、大雪山の山腹溶岩台地上に位置し、数多くの池塘が点在する湿原域ではアカエゾマツの矮性木やツルコケモモ、ヒメシャクナゲ、ヒツジグサといった湿原・湿性植物群落が見られ、沼ノ平からの斜面にはアオノツガザクラ、チングルマといった雪田植物群落とタカネナナカマドの低木林を見ることができます。特に、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観が発達しています。

また、ヒグマ、エゾシカなど大型獣の生息地であり、夏季を中心に沢沿いや雪田などが餌場として利用され、これと隣接・交差する登山道では足跡・糞などの痕跡を多く確認することができます。

〈利用の現状〉

無雪期の夏山利用においては、愛山溪温泉から松仙園を経て、沼ノ平に至る登山道のコース設定がされており、人工構造物のほとんどない原始性の高い雰囲気の中、池塘が点在する湿原から大雪山系の主峰旭岳ほかの山々を望むことができるコースであり、また秋は湿原周辺に広がる紅葉の名所だったこともあり、かつては一定の登山利用がされていました。

しかしながら、近年は登山道の管理が不十分になり、ササなどの繁茂により道が不明確となる部分が生じているため、関係機関で協議の上、平成 18 年 9 月から通行止めとなっています。

積雪・残雪期の冬山、春山利用においては、愛山溪温泉のヒュッテを拠点として古くから山スキーの場として利用されています。現在も春スキーの利用者は多く、愛山溪からの日帰りや、旭岳ロープウェイを利用しての姿見の池から沼ノ平を経て愛山溪

に降りる縦走利用が行われています。

〈自然環境保全に関する関係法令〉

松仙園地区は、国立公園特別保護地区、特別地域（自然公園法：平成 7 年特別保護区拡張）、国指定鳥獣保護区（鳥獣保護管理法：平成 4 年当初指定）、一部が国の特別天然記念物（昭和 52 年指定）に指定されており、動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷が制限されています。

平成 19 年 6 月策定の大雪山国立公園管理計画では、事業の取扱方針として、「愛山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道分岐点への湿原探勝歩道及び登山道として整備する。整備に当たっては、沿線の自然改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適正に行い湿原植物の保護を図る」と示されています。

松仙園地区の土地は北海道有林であり、本地区のほとんどは更新困難地として区分されています。また、水源かん養保安林、保健保安林に指定されています。

（２）当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

松仙園線登山道は、平成 18 年 9 月から通行止めとなっており、平成 27 年 6 月に改定された大雪山国立公園登山道管理水準においては、一般供用に適さない区間として登山道管理水準の設定を行わない「非適用区間」として整理しています。

一方で、大雪山系の山々を間近に見ながら湿原を散策できるルートとして登山愛好家からの登山道再開の要望は強く、山岳関係者による会合においてたびたび再開要望の意見が出されています。

松仙園地区は春スキーの適地であり、5 月～6 月上旬にかけ春スキー利用が見られます。残雪は 7 月まであり、融雪期においては多量の雪解け水が登山道を下ったり、ぬかるみを作ったりします。その時期の登山利用を推進した場合は、踏圧の影響により、登山道の浸食が進む上、ぬかるみを避けた利用により植生の踏み荒らしが広がることとなります。

松仙園線登山道の三ノ沼周辺、四ノ沼周辺の湿原域においては、湿原植物群落の保護を図るための施設がなく、踏圧による植生の損失や二次植生への変化、湿原の乾燥化などが見られます。また、森林内やササ地においても、高低差がある登山道区間において導流工、土留めなどの登山道を保全するための施設が十分に整備されておらず、流水による浸食を受けている箇所が見られます。

これらのことから、登山道再開のためには、ササ刈りなどの登山道管理に加え一定の施設整備が必要です。一方で、登山道を再開し、不特定多数の利用者による自由な利用を許容するためには、それに対応した規模の施設整備が必要となり、高い整備費用がかかる上に、松仙園地区の魅力である原始性の高い雰囲気での登山という利用の質を低下させることが懸念されます。

このため、松仙園地区の登山道を再開するに当たっては、一定の利用ルールを定め

ることにより、自然環境を保護しつつ適正な利用を進めることが必要と考えられます。

2. 適正利用を図るための基本方針

(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標

松仙園地区は原始性の高い雰囲気のある湿原であることから、このような地域での登山の機会を確保し、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図ることを目標とします。

(2) 利用のあり方に関する基本方針

原始性の高い雰囲気での登山体験を享受する場として持続的な利用を図るため、利用ルールを設定します。また、ヒグマ生息地でもあることから、ヒグマとの軋轢を回避のため、クマ鈴の携行なども利用ルールの中に盛り込みます。

松仙園線登山道の利用者は、歩道の入り口に掲出された利用ルール、注意事項について理解し、利用ルールを遵守し、利用者個人の自己責任の元で行動します。

(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

自然環境の保護を進めるため、利用ルールの設定による効果を計り、自然環境の保護と管理を順応的に進めます。

定期的なモニタリングを実施し、利用による歩道周辺の自然環境への影響や、利用ルールの設定による植生の回復などの効果の程度を確認しながら、利用ルールの内容を見直すこととします。

(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

利用施設の整備及び管理に際しては、沿線の自然改変を極力避けるとともに原始性の高い雰囲気を維持することに留意します。

歩道の施設整備については、湿原植生の保護対策を目的とした整備を中心に行います。利用ルールが遵守されることを前提として、湿原等への負荷を抑えるために施設の規模は最小限に抑えます。

歩道の管理については、大雪山国立公園登山道管理水準においては、現在、松仙園線登山道は非適用区間となっていますが、大雪山グレード4相当の管理水準で、大雪山国立公園登山道整備技術指針に基づき行うこととします。

3. 利用ルールに関する事項

(1) 対象の区域

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。

(2) 対象の期間

本計画では、毎年6月10日から10月31日までを対象とします。この計画期間のうち、季節毎の登山道の状況に応じ「融雪期」(6月10日から7月13日まで)、「無雪期」(7月14日から9月30日まで)、「降雪期」(10月1日から10月31日まで)の3つに区分します。

「融雪期」及び「降雪期」の期間においては、湿原や登山道への影響の程度が大きい場合、自然環境の保護のため供用しません。

これらの期間の見直しや湿原や登山道への影響の程度の状況を踏まえて、見直しを検討することとします。

なお、計画対象期間以外の期間は、積雪により歩道が雪の下に埋まっているため、歩道の管理は行いません。

(3) 利用のルート

利用ルートは原則として、松仙園登山口から松仙園、四ノ沼、八島分岐への一方通行とします。必要最小限の施設整備により植生を保護するため(7. ②参照) 一方通行とし、原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の後背に火山(旭岳)を望むといった松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能なように、上り一方通行とするものです。

(4) 利用者の指導

松仙園地区に、外部から動植物を持ち込むことがないように、衣服、靴などに付着した種子及び土壌の除去に努めるよう指導します。

ヒグマとの突発的な遭遇を避けるため、クマ鈴又は笛を携行するよう指導する。ただし、常に一緒に行動する者が携行している場合は、この限りではありません。

湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないよう指導する。ただし、緊急回避等やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 指標の設定

① 自然環境の状態

松仙園地区では、三ノ沼、四ノ沼の湿原域において過去の登山利用による踏圧を受け、一部無植生の箇所が見られ、ミタケスゲなどの代償植生に置き換わっている範囲

が見られます。また、松仙園入口から松仙園までの区間に流水による登山道の浸食が顕著な箇所が確認されています。

モニタリングに当たっては、登山利用などの影響による自然環境の状態の変化を評価するため、歩道周辺の植生の変化、登山道浸食量の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

また、歩道の整備や利用ルールの設定による植生の回復などの効果を検討するため、過去の利用により荒廃し、今回の歩道ルートとしない箇所を対象として、植生の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

なお、利用ルールの設定が、融雪期、積雪期における影響を回避するために行われるものであることから、消雪状況の変化、初降雪日の変化も併せて調査して評価の材料とします。

② 利用のあり方

松仙園線登山道は、平成 18 年 9 月から閉鎖され、長期間にわたり登山利用がなされていません。山岳関係者からの再開要望は多いものの、利用を再開した場合の利用者数がどの程度になるかは、不明確です。このため、モニタリングに当たっては、供用期間の利用者数、隣接する登山道の利用者数を利用のあり方の指標として設定します。

(2) モニタリングの方法

① 利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼周辺、四ノ沼、雪田植生）において、植生タイプごとに、歩道両脇の一定区間に、植生モニタリング範囲を設定し、当面の間、1 年に 1 度のペースで、出現種、植生被度、群落組成、断面図の作成等の調査を行います。

② 歩道の整備及び利用ルールの設定による植生の回復効果把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼、四ノ沼、雪田植生）において、過去の利用により植生が喪失した箇所で、歩道を整備するルートから外れる箇所を中心として、固定のコドラートを設置し、出現種、植生被度、群落組成等を記録します。

③ 利用動向モニタリング

登山者カウンターの設置や愛山溪登山口の入山記録簿により隣接する登山道の利用者数を把握します。

④ 積雪モニタリング

本計画対象期間の区分（融雪期、無雪期、降雪期）と毎年の積雪との関係を確認するため、消雪の状況、積雪の状況について、写真撮影等により、積雪の変化を記録します。

（３）モニタリングデータの評価

評価については、適正利用推進協議会の意見を聞き、必要に応じ、適正利用推進計画の変更を行います。

（４）報告及び公表の方法

モニタリング結果及び評価については、環境省のホームページで公表します。

５．自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項

（１）自然観光資源の活用

上川町、観光協会などの協力を得て、自然観光資源のワイズユースを進めるための検討を行うこととします。

（２）社会教育・学校教育との連携

上川町教育委員会、上川山岳会などの協力を得て、町民登山や学校連携授業の場としての活用を図ります。

６．自然環境の再生、復元などに関する事項

隣接する沼ノ平湿原にて平成 18 年より実施している湿原植生復元事業を参考に、踏圧による改変を受けた湿原植生の調査と評価を行い、必要に応じて復元目標を設定し、自然環境の再生、復元活動を進めます。

７．利用施設の整備及び管理に関する事項

基本方針に従い、利用施設の整備及び管理を進めます。利用ルールを導入するに当たり、次の利用施設の整備を行います。

① 入域・退域ゲートの設置

松仙園地区の立入り箇所となる松仙園登山口に入域ゲート、出口となる八島分岐付近に退域ゲートを整備します。一方通行の利用ルートであるため、退域ゲートは一方方向の利用であることを明記する整備を行います。また、愛山溪温泉やゲート付近などに利用ルールを周知する標識を整備します。

② 歩道整備及び維持管理

各湿原域に見られる既存の踏み跡は、必ずしも自然植生に対する負荷を軽減するためにとられたルートではないため、眺望対象や鑑賞対象を意識し登山の魅力を高めつ

つ、維持管理や更新の容易性と自然植生への負荷を軽減が両立できるルートを新たに選定し整備を行います。整備の規模と仕様は、利用ルールを前提とした必要最小限のものとし、維持管理を登山道パトロールによる日常管理で対応できるよう部材も小規模なものを使用することとします。

湿原域のうち二ノ沼については、踏圧から自然植生を守るための施設がないことから、簡易な木道を整備し、眺望ポイントにおいては小規模なデッキの整備を行います。木道の踏み板の幅は 30～40cm 程度とし、木杭による固定方式はとらず据え置き式の設置を基本とします。木道を整備した箇所では利用者が追い越しをする場合、追い越される利用者が据え置き式の木道基礎の横木を利用して追い越す利用者を避けるように促します。

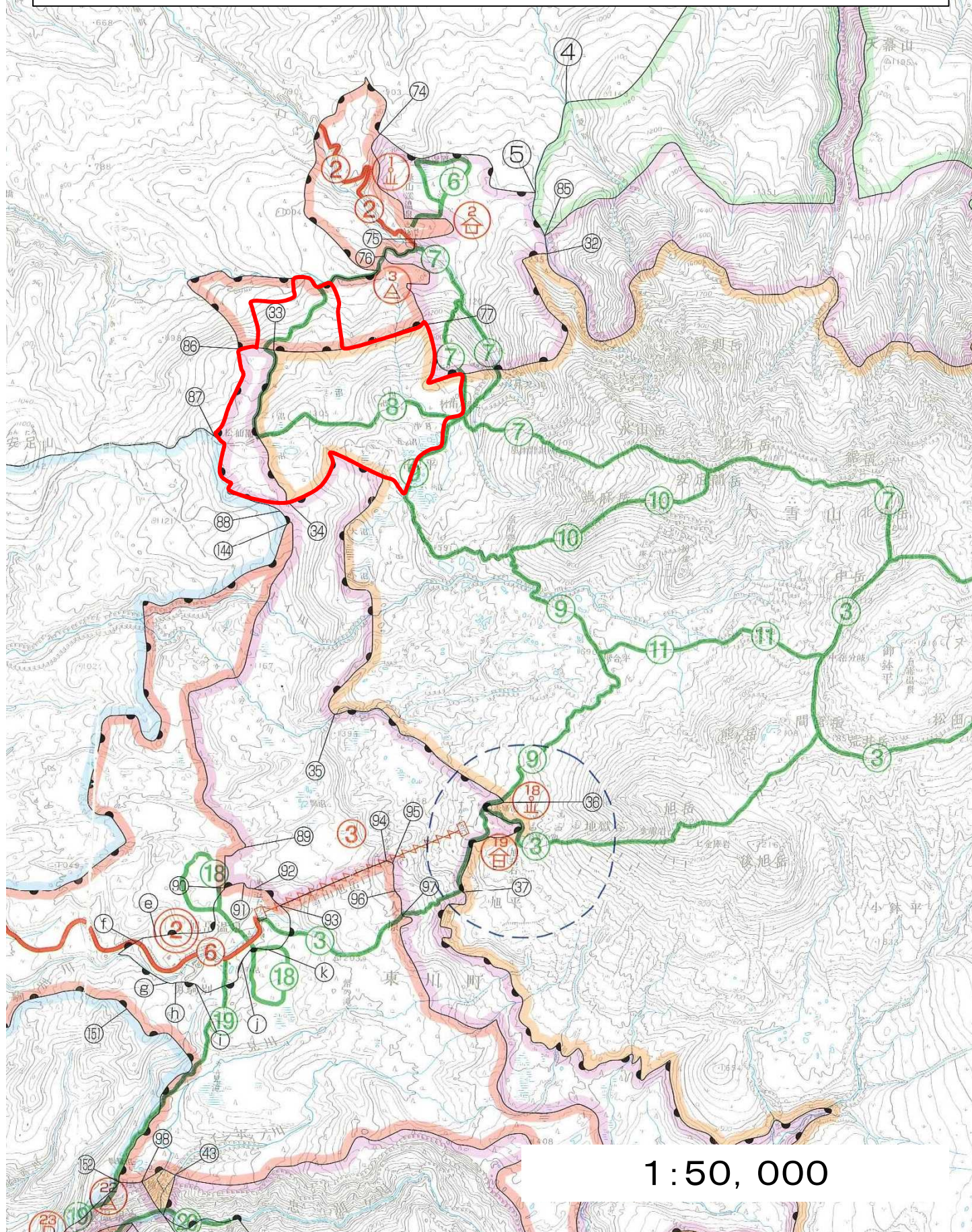
また、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観であることから、四ノ沼の中には歩道を設置せず、四ノ沼を迂回し、これを眺望することができるようなルートを設定します。

8. その他

大雪山を訪れた登山者に対しては、愛山溪温泉を訪れる登山者のみならず、層雲峡温泉、旭岳温泉など他の登山口でも周知を進められるよう登山案内標識への掲示を行うほか、自治体、ロープウェイ運行事業者、ビジターセンターの協力得て、ポスター掲示などを行い、広報周知を図ります。

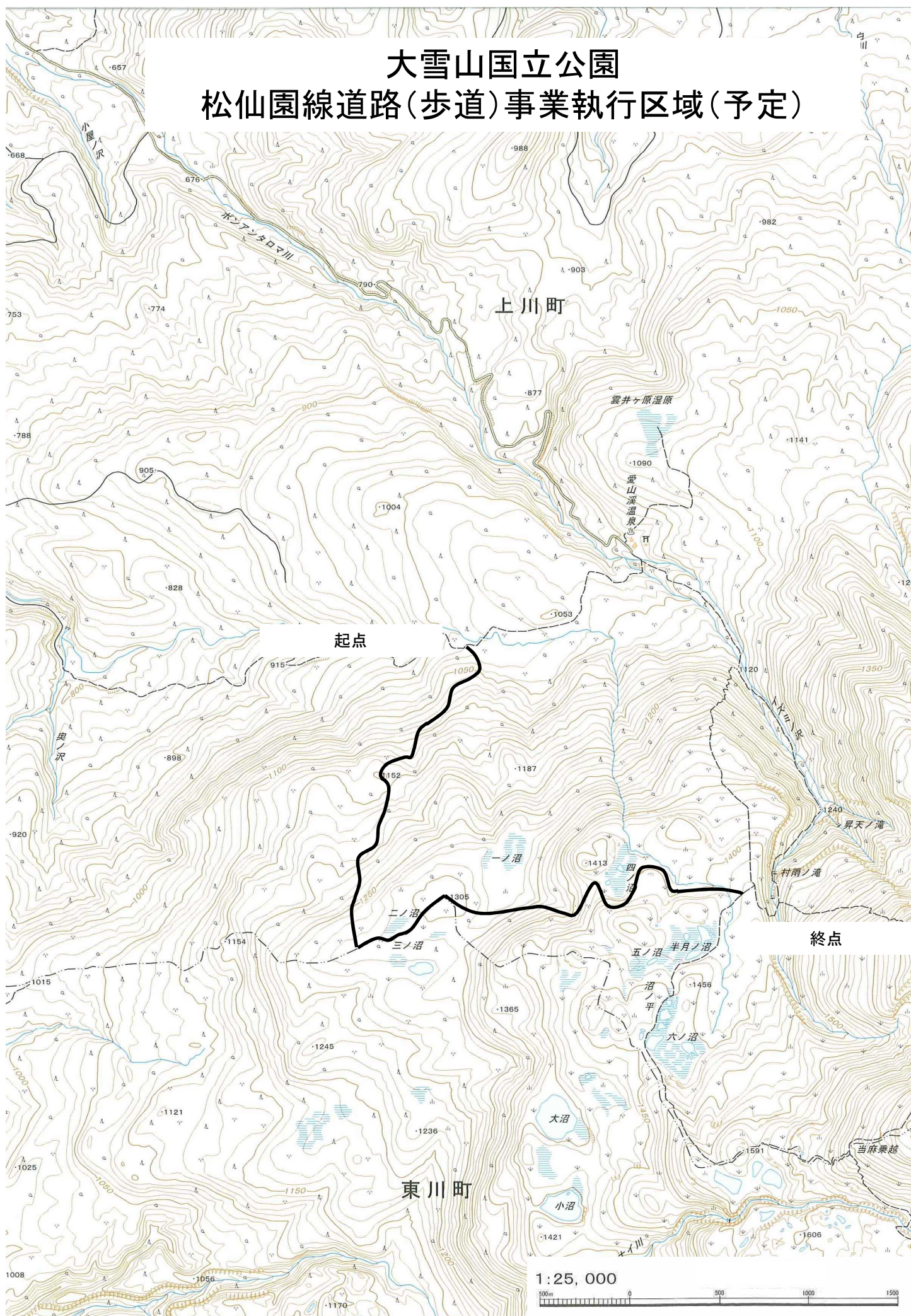
また、登山計画を立てる者を対象として、関係機関やメディアの協力を得て、大雪山を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、ホームページにおける情報発信など多様なツールを活用して幅広く情報を提供していきます。

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画 対象区域



大雪山国立公園

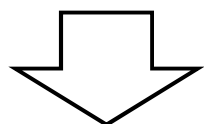
松仙園線道路(歩道)事業執行区域(予定)



上り一方通行ルールに関する補足説明資料

1. 一方通行と往復通行

項目	一方通行	往復通行
メリット	○ 植生の保護上有効。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の木道を敷設する又はすれ違い箇所用のスペースを設置する必要がない。施設整備は必要最小限の範囲となる。) ○ すれ違いや混雑が生じにくく、原始性の高い雰囲気が保たれる。	○ 登山者のコースの選択肢が広がり、利便性が高い。
デメリット	○ 登山者のコースの選択肢が狭まり、利便性が低い。	○ 植生保護上の懸念が生じる。 (特に、湿原においては上り及び下り方面の複数の木道又はすれ違い箇所用のスペースを多く敷設する必要がある。施設整備の規模が大きくなる分湿原植生が損なわれる可能性がある。) ○ 施設の大規模化により、植生保護上の懸念が生じる。 ○ 利用者が多い場合、すれ違いや混雑が生じ、原始性の高い雰囲気を保つことができない可能性がある。
採否	採用 ○ 松仙園地区は原始性の高い地区であり、特に植生保護を優先に考える必要があるため。	不採用



2. 上り一方通行と下り一方通行

項目	上り一方通行	下り一方通行
メリット	○ 自然環境保全上の効果がより高い。 ・ 上り一方通行と下り一方通行を比較した場合、植生の荒廃は上り一方通行の方が少ないと考えられる。 (下りの方が難易度が高く、登山者がぬかるみや段差を避けて登山道の両脇を歩く、登山道の路面を削る等といった、踏圧による影響が生じやすい行動をとるため。) ・ 入り口ゲートが拠点である愛山溪温泉に近い、入り口を管理しやすい。愛山溪温泉に大きな案内板を、ゲートの入り口にも案内板を設置することで、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しやすい。 ○ 松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能。 (原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の背後に火山(旭岳)を望むことができる。これは、大雪山国立公園の特徴を端的に表した重要な景観である) ○ 仮に利用調整地区に指定する場合は立入認定事務を愛山溪温泉で行うこととなり、立入り管理上、上り一方通行にする必要があると想定。利用調整地区指定の可能性のある状況では、仮に利用調整地区が指定された状況と整合性をとった方がよい。	○ 縦走登山者の利便性が高くなる。 ・ 旭岳方面及び御鉢平方面からの縦走登山者が松仙園地区を下山することが可能となる) ・ 三十三曲コース等から松仙園に上り、松仙園に下ることにより、上りに要する時間が短くなる。
デメリット	○ 登山者の利便性が低い。 ・ 旭岳方面及び御鉢平方面への縦走とコースが組み合わせがしにくい。松仙園又は松仙園及び沼ノ平を採勝する利用が中心となる。	○ 旭岳を後ろに見て歩くことになるため、松仙園地区の特徴的な景観を採勝しにくい。 ○ 入り口ゲートが八島分岐となる。案内板も必要最小限にすることとなり、松仙園地区の意義や利用のルールを周知しにくい。
採否	採用 ○ 松仙園地区の重要性を踏まえ、より自然環境保全上の効果が高い方を選択するのが適切であるため。 ○ 歩道管理者として、利用者に対して松仙園地区の特徴的な景観を採勝して欲しいと考えるため。 ○ 入山方向の管理や利用ルール遵守促進の観点からは上り一方通行が有効であると考えられるため。	不採用

松仙園巡視 報告書

氏 名： NPO法人かむい					
監視日数		7 / 10		7 / 26	
監視人数		濱田耕二 碓大介 田村浩美 森さなえ		濱田耕二 田中ひろみ	
監視状況調					
区 分		場 所		内 容	
監視事項		措 置		備 考	
(1) 担当地域の自然環境 の保全状況に問題は ないか		木道箇所以外		枝、笹が身体に当たる ほどあり、うっそうと していた。 倒木もあり	
(2) 保護標識や自然公園 の施設に破損はない か					
(3) 動植物の生息・生育 状況に問題はないか		全体的に		熊の痕跡が無数に 残されている。	
(4) 自然公園などの利用 者、狩猟者に対す る指導					
(5) そ の 他					
意見、感想、要望等					
全体的にぬかるみが酷く、歩きづらい箇所が多すぎる印象、グレード4だからでは済まないと考えます。 今後は登山道整備を行い上川町の憩いの場にするべきものと思われます。 松仙園の登山口はどこですかと温泉に聞きに来る人が多すぎるようです。もう少し明確に看板の設置を検討 してください。					
翌月の					
監視計画		／ ／ ／ ／ ／ ／ ／		計 回	

- 1 -

7月10日笹を手狩りで行うが背丈が高いため、刈り払い機で上部の葉を落とす必要あり



7月10日処理前の倒木チェーンソーで除去



7月10日松仙園風景



7月10日旭岳



7月10日4の沼付近の残雪状況



7月10日四の沼



7月26日 ぬかるみが拡大このままだと更に拡大する恐れがある



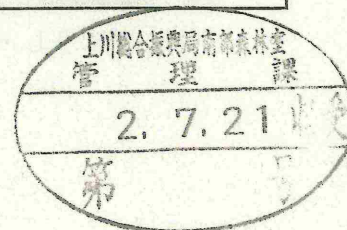
7月26日業者により刈りはられたが、この状況の場所は今後の維持管理が大変なことになる(笹の生命力)



別記第10号様式

業 務 記 録 簿

業務処理年月日	令和 2年 7月 19日 (日 曜 日)	天 候	晴れのち曇り
業 務 区 域	上 川 ・ 愛 別 地 区		
区 分	巡視 施設管理 ゲート管理 境界標保全維持 高山植物 樹木園		
業 務 処 理 者 氏 名		巡 視 経 路	
主 任 技 師		愛山溪登山口～松仙園登山口～松仙園 ～八島分岐～沼ノ平分岐～三十三曲 ～愛山溪登山口	
技 術 員	山 保 温 史		
技 術 員			
業 務 内 容	件 数	措 置 し た 事 項	
林 野 火 災 の 発 見	件	◎無断入林者への指導 2件 ・入林者への入林簿記入指導 愛山溪登山口において登山届記入指導 ・ゴミの持ち帰り指導 0件 ◎盗掘個所の有無 ・新たな盗掘個所は発見されない ◎その他 ・登山者への対応 登山道の状態、融雪・開花状況、登山ルート と所要時間、花の名前などの説明及び情報交換 5件 ・松仙園登山利用者数 15名程度 ・登山道の状況 愛山溪登山入口から松仙園は、一部ぬかるみ 箇所あり、松仙園から八島分岐は、遊歩道整備個 所は問題ないが、一部残雪や、ぬかるみ箇所もあ り、通行に支障あり	
火 気 の 取 扱 い の 注 意			
無 断 入 林 者 へ の 指 導	2		
ゲート管理（施錠・解錠等）			
産 物（高山植物を含む）の 不 法 採 取 の 発 見			
立 木 の 災 害 ・ 被 害 の 調 査			
林 野 管 理 施 設 の 補 修			
林 道 等 の 災 害 ・ 調 査			
林 道 の 補 修			
樹 木 園 の 入 園 者 指 導			
境 界 標 等 の 維 持 補 修			
そ の 他	5		
そ の 他 特 記 事 項			
確認者職氏名	専門主任 山 田 直 佳		
上 記 報 告 事 項 に 対 す る 処 置 (必 要) 事 項			



登山道入口状況



愛山溪登山口入林届

松仙園登山口

松仙園登山口から松仙園までの登山道状況



登山道の状況

登山道ぬかるみ箇所

松仙園遊歩道整備状況



松仙園入口付近

遊歩道の状況

湖沼周辺の状況



たちぎぼうし・みやまりんどう

沼の平湖沼群

別記第10号様式

業 務 記 録 簿

業務処理年月日	令和 2年 8月 2日 (日 曜 日)	天 候	晴れ一時曇り		
業 務 区 域	上 川 ・ 愛 別 地 区				
区 分	巡視 施設管理 ゲート管理 境界標保全維持 <u>高山植物</u> 樹木園				
業 務 処 理 者 氏 名		巡 視 経 路			
主 任 技 師		愛山溪登山口～松仙園登山口～松仙園 ～八島分岐～沼ノ平分岐～三十三曲 ～愛山溪登山口			
技 術 員	山 保 温 史				
技 術 員					
業 務 内 容	件 数	措 置 し た 事 項			
林 野 火 災 の 発 見	件	◎無断入林者への指導 0件 ・入林者への入林簿記入指導 愛山溪登山口において登山届記入指導 ・ゴミの持ち帰り指導 0件 ◎盗掘個所の有無 ・新たな盗掘個所は発見されない ◎その他 ・登山者への対応 登山道の状態、融雪・開花状況、登山ルート と所要時間、花の名前などの説明及び情報交換 7件 ・松仙園登山利用者数 20名程度 ・登山道の状況 愛山溪登山入口から松仙園は、一部ぬかるみ 箇所が十数か所あり通行に支障あり 松仙園から八島分岐は、遊歩道整備箇所はぬ かるみ箇所もあるが通行に支障なし 村雨ノ滝コースの通行止め個所の確認			
火 気 の 取 扱 い の 注 意					
無 断 入 林 者 へ の 指 導					
ゲート管理（施錠・解錠等）					
産 物（高山植物を含む）の 不 法 採 取 の 発 見					
立木の災害・被害の調査					
林 野 管 理 施 設 の 補 修					
林 道 等 の 災 害 ・ 調 査					
林 道 の 補 修					
樹 木 園 の 入 園 者 指 導					
境 界 標 等 の 維 持 補 修					
そ の 他	7				
そ の 他 特 記 事 項					
確認者職氏名	専門主任 山 田 直 佳 				
上記報告事項 に対する処置 (必要)事項					



松仙園周辺状況



松仙園入口



歩道の状況



歩道の状況



歩道の状況



タチギボウシ



ミヤマリンドウ



湿原及び遊歩道の状況



旭岳の遠景

松仙園の状況



ワタスゲ



八島分岐ゲート

沼の平周辺の状況



村雨ノ滝ルート閉鎖状況



上流部の状況



下流部の状況

愛山溪温泉側登山道の状況



沢渡の状況



登山道入口

(8月分)

注) 1 毎月最後の巡視が終了次第、速やかに所管総合振興局長等に提出すること。
2 その他、特別な事項は別紙第2号様式に記入すること。





(9月分)

注) 1 毎月最後の巡視が終了次第、速やかに所管総合振興局長等に提出すること。
2 その他、特別な事項は別紙第2号様式に記入すること。

9月7日



笹が倒れ圧迫感が出てきている



ぬかるみ

9月18日



笹が倒れてきている

9月30日



逃げ場のないぬかるみに拡大している



この倒木を登山道整備に活用する

松仙園地区適正利用推進計画に基づくモニタリングの実施内容

1．積雪モニタリング

(1) 目的

- 大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画の対象期間の区分(6月10日～7月13日までの融雪期、7月14日～9月30日までの無雪期、10月1日～10月31日までの降雪期)の妥当性を検討するもの。

(2) 開始時期・頻度

- 平成29年度から毎年(融雪期及び降雪期の前後)。

(3) 内容

- 定めた定点において積雪の量、積雪の深さを把握する。

2．利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生モニタリング

(1) 目的

- 歩道利用による周辺の自然環境へ影響を監視(歩道を踏み出して湿原植生を踏みつける等)。

(2) 開始時期・頻度

- 令和元年度から毎年(1回)。

(3) 内容

- 休息地点、写真撮影地点、木道等の屈曲点、荒廃地()における、植被及び群落組成を令和元年度に把握。供用開始後、その変化を把握する。

荒廃地については、登山者が希少な植物がない等の理由で重要な箇所であると感じずに踏み出しをする可能性がある。

- ドローンを用いて、モニタリング地点周辺の画像を取得して、モニタリング地点周辺の植生変化を概括的に把握する。

3．歩道の整備及び利用ルールの設定による植生の回復効果把握のための植生モニタリング

(1) 目的

- 松仙園線道路(歩道)を整備したことによる自然環境保全上の効果について、これまで登山道として利用されていたものの今回整備により歩道として利用されなくなる地点における植生の回復状況を通して、明らかにする。

(2) 開始時期・頻度

- 平成29年度を初回として、以後おおむね5年ごとを目途に必要な応じて実施。

(3) 内容

- 定点における、植被及び群落組成を把握して、初回の状況と比較。

4．利用動向モニタリング

(1) 目的

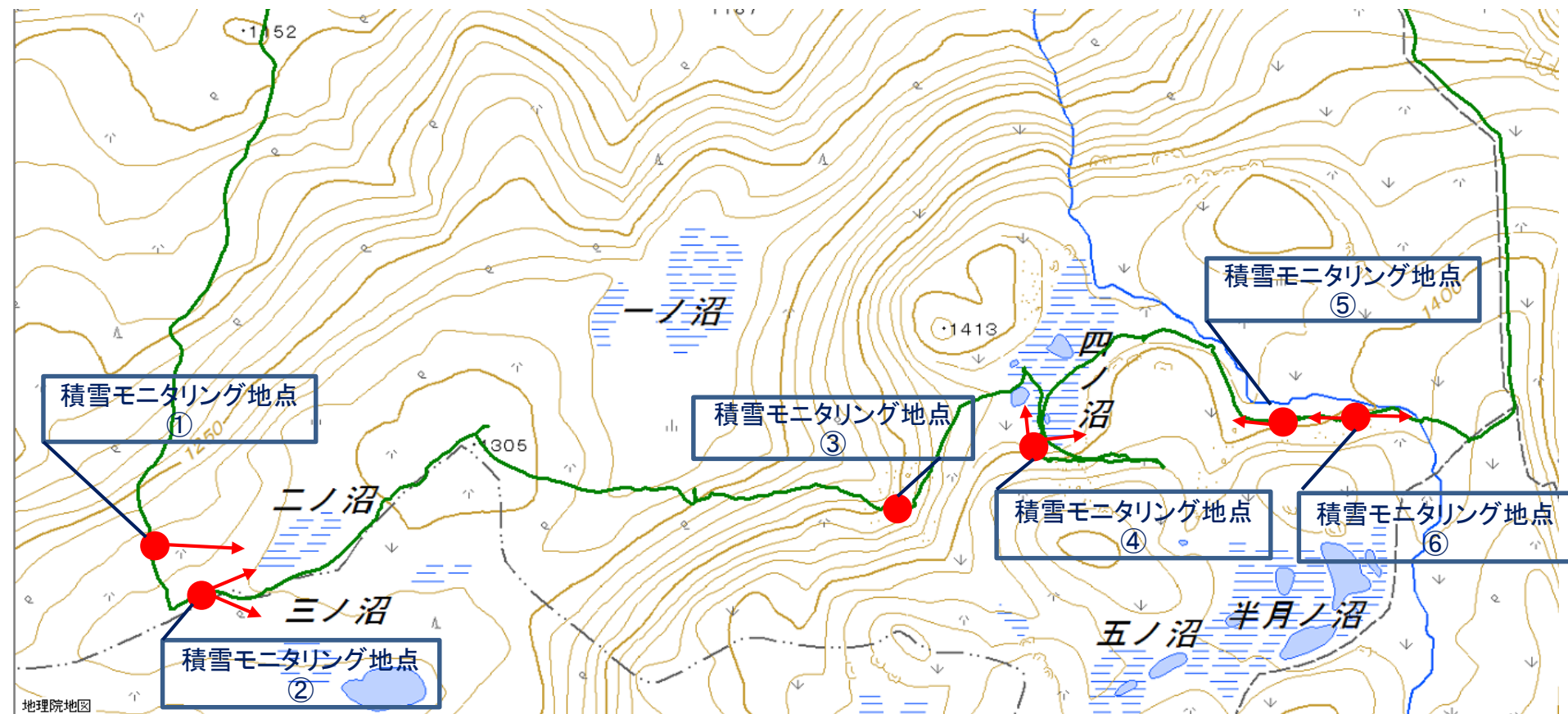
- 松仙園線道路（歩道）を管理する上での基礎的な情報として利用するもの。

(2) 開始時期・頻度

- 令和2年度から毎年。

(3) 内容

- 松仙園登山口において、登山者カウンターを設置して、登山者数を把握する。



大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画4(2)④ 積雪モニタリング

本計画対象期間の区分(融雪期、無雪期、降雪期)と毎年の積雪との関係を確認するため、消雪の状況、積雪の状況について、写真撮影等により、積雪の変化を記録します。

松仙園積雪モニタリング調査2020年 調査地①



6月25日 積雪状況:ゼロ
地面状況:若干湿っている



7月10日 積雪状況:ゼロ
地面状況:乾いている



9月30日 積雪状況:ゼロ
地面状況:若干湿っている

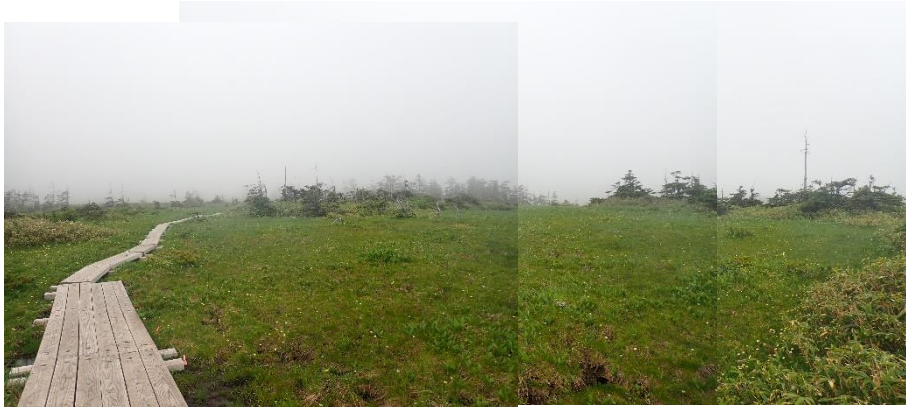
【緯度経度】
N43° 42'00.90" E142° 47'44.97"

【目印の高さ】地面より140cm(○印)

【調査のポイント】調査は、歩道を含む湿原全体の積雪の有無の確認と地面の状況確認。状況写真は、目印と、地面の様子が写るように撮影する。

【選定理由】二の沼が全体的に見渡せる地点であるため。

松仙園積雪量調査2020年 調査地②



6月25日 積雪状況:ゼロ
地面状況:ぬかるみ、水たまり



7月10日 積雪状況:ゼロ
地面状況:若干のぬかるみ有り



9月30日 積雪状況:ゼロ
地面状況:若干のぬかるみ有り

【緯度経度】

N43° 41'58.35" E142° 47'48.48"

【目印の高さ】地面より205cm(○印)

【調査のポイント】調査は、歩道を含む湿原全体の積雪の有無の確認、地面の状況確認。
状況写真は調査ポイントから登山道までがつながるように連続して撮影する。

【選定理由】三の沼が全体に見渡せる地点であるため。

松仙園積雪量調査2020年 調査地③



6月25日 積雪状況:あり
地面状況:問題なし



7月10日 積雪状況:なし
地面状況:問題なし



9月30日 積雪状況:なし
地面状況:問題なし

【緯度経度】

N43° 42'02.87" E142° 48'39.91"

【目印の高さ】歩道地面より結び目まで150cm

【調査のポイント】調査は、歩道上の積雪の有無の確認、積雪の範囲。

【選定理由】3の沼から4の沼の間で残雪が遅くまで残る場所であるため。

松仙園積雪量調査2020年 調査地④



6月25日 積雪状況:積雪量約120cm。



7月10日 積雪状況:積雪量30cm程度



9月30日 積雪状況:積雪なし
(法面は藪化しており、撮影不可のため記録なし)

【緯度経度】

N43° 42'06.03" E142° 48'49.56"

【目印の高さ】雪や藪化でタイミング計れず

【調査のポイント】調査は、歩道上の積雪の有無の確認。積雪量を量る場所はピンクテープ付近ならば測りやすいところがいい。状況写真は進行方向と4の沼方向がつながるように連続して撮影する。

【選定理由】4の沼全体が見渡せて、歩道状況が確認できる場所であるため。

松仙園積雪量調査2020年 調査地⑤



6月25日 積雪状況: 若干の積雪あり
地面状況: ぬかるみ水たまりあり。



7月10日 積雪状況: 積雪なし
地面状況: 若干のぬかるみあり。



9月30日 積雪状況: 積雪なし
地面状況: ぬかるみなし(若干湿っている)

【緯度経度】

N43° 42'07.52" E142° 49'07.82"

【目印の高さ】地面から80cm

【調査のポイント】調査は、歩道上を含む、雪田植生全体の積雪の有無の確認。積雪量を量る場所はピンクテープ付近ならば測りやすいところがいい。

状況写真は4の沼方向と歩道が写るように撮影する。

【選定理由】4の沼方面の登山道全体が見渡せる場所であるため。

松仙園積雪量調査2020年 調査地⑥



6月25日 積雪状況:積雪あり
地面状況:登山道は積雪やぬかるみ水たまりあり

7月10日 積雪状況:積雪あり
地面状況:登山道に若干のぬかるみ有り



【緯度経度】
N43° 42'07.75" E142° 49'13.39"

【目印の高さ】地面から50cm

【調査のポイント】調査は、歩道を含む節電植生全体の積雪の有無。積雪量を量る場所は岩付近ならば測りやすいところがいい。調査のピンクテープは岩の横の低い位置にある。状況写真は、歩道を中心進行方向と四の沼方向の前後を撮影する。

9月30日 積雪状況:積雪なし
地面状況:ぬかるみなし(若干湿っている)

【選定場所】4の沼方面と進行方向の歩道全体が見渡せる場所であるため。